

大洋リアルエステート株式会社

送信者： "Masao Horiuchi"
宛先： "大洋リアルエステート株式会社"
送信日時： 2011年4月21日 10:15
件名： Fw: 4月20日付貴信に係る件

From: <[REDACTED]>
Sent: Thursday, April 21, 2011 8:53 AM
To: <[REDACTED]>
Cc: <[REDACTED]>; <[REDACTED]>;
Subject: 4月20日付貴信に係る件

- >
- > 御堂筋共同ビル開発特定目的会社
- >
- > 取締役 見上 正美 様
- >
- > (C.C. 東銀リース株式会社
 > 執行役員 金融サービス部長 浅田 博様
- >
- > 大洋リアルエステート株式会社
 > 代表取締役社長 堀内 正雄様
- >
- > CHEN,KATO & PARTNERS PTE LTD
 > Executive Director [REDACTED])
- >
- >
- > 前略 貴社(以下「TMK」と申します。)より弊社宛に、
- > 今般TMKの法的整理に向け具体的な手続を開始することとなった
- >との通知書を昨日受領致しました。
- >
- > 優先出資社員として、弊社は貴社に対し、
- > 従前からTMKの法的整理の手続の申立てに反対する旨の意向を
- > 示しておりましたが、改めて弊社として反対の意向を表明致します。
- >
- > 貴殿もご高承の通り、現在、大阪地方裁判所において、弊社を申立人、
- > 大洋リアルエステート株式会社(以下「大洋社」と申します。)様、
- > 及び鹿島建設株式会社(以下「鹿島」と申します。)様を相手方とする、
- > TMKを巡る法律関係を円満に調整するための調停(大阪地方裁判所平成23年
- > (メ)第501号、以下「本件調停」と申します。)を本年1月31日に
- > 申立てており、次回期日(第2回、本年4月27日)においては、
- > 解決に向けた関係者の協議が行われるところであります。
- > この期日には、TMKの大口債権者であり、調停の相手方である
- > 大洋社様及び鹿島様が出席予定であり、TMKの清算についても、
- > その中の解決案の一つとして協議予定であるところ、
- > 貴殿が優先出資者の意向に反して法的整理に向け具体的な手続を
- > 開始する意義は到底理解できません。
- > 加えて、TMKのもう一方の優先出資者
- > CHEN,KATO&PARTNERS PTE LTD様も、2011年1月21日付のメールにて、
- > TMKの法的整理に対し、反対の意向を示していることを申し添えます。
- >

> 以上、取り急ぎ、ご連絡まで。

>

>

章々

> *****

> 〒100-8133

> 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル6階

> 三菱地所株式会社

> 法務室長 駒田 久

> Tel:(03)3287-5156

> Fax:(03)3214-7036

> E-mail: [REDACTED]

> *****